小規模住居型児童養育事業実施要綱 (案)

第1目的

・小規模住居型児童養育事業は、家庭的養護を促進するため、保護者のない 児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要 保護児童」という。)に対し、この事業を行う住居(以下「ファミリーホーム」という。)において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を 尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を 養い、児童の自立を支援することを目的とする。

第2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、 児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。) が適当と認めた者とする。

第3 対象児童

この事業の対象児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法(以下「法」という。)第27条第1項第3号の規定に基づき措置されたものとする。

第4 対象人員

ファミリーホームの入居定員は、5人又は6人とする。

第5 ファミリーホームの設備等

- (1) 児童の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、養育者等が児童 に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態とすること。
- (2) 居間、食堂等児童が相互交流することができる場所を有するほか、ファ ミリーホームの設備全てが、児童の適切な養育に資するものであること。
- (3) 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有することとし、年齢に応じて男 子と女子の居室を別にすること。
- (4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

第6 事業内容

この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の 住宅を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

第7職員

- (1) ファミリーホームごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者(養育者を補助する者) をもってその他の養育者に代えることができる。
- (2) 1人以上の養育者が当該住居に本拠をおき、専任の養育者でなければな らないものとし、うち1人をファミリーホームの管理者とする。
- (3) 養育者は、以下の各号援助及び生活指導等を行う者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、 ⑤に該当する者とする。
 - ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
 - ④ ①~③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤ 法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者
 - (※ ①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする)

第8 実施に当たっての留意事項

小規模住居型児童養育事業者(以下「事業者」という。)は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、入居者の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の26に規定する事項を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

- (1) 都道府県は、児童の委託をしようとするときは、児童相談所長、児童又はその保護者、事業者の意見を聴くこと。
- (2) 児童を委託する場合、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性が極めて重要であるため、都道府県は、児童のアセスメントや、養育者及びすでに委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適した事業者に委託するよう努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できる事業者に委託するよう努めること。

- (3) 都道府県は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に 養育できる事業者に委託すること。
- (4) 事業者は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇 切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (5) 事業者は、入居している児童の人数、年齢等に応じた養育体制を維持で きるよう、養育者及び補助者を適切に配置すること。
- (6) 事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、 児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児 童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他 の適切な支援体制を確保しなければならない。
- (7) 事業者は、都道府県知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的(6ヶ月に1回以上)に調査を受けなければならない。
- (8) 事業者は、児童相談所長があらかじめ当該事業者並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に 従って、当該児童を養育しなければならない。
- (9) 事業者は、養育者に対し、児童に法第33条の10各号に規定する虐待 等を行ってはならない旨、徹底すること。
- (10) 事業者は、児童の権利擁護、虐待の防止等のため、苦情を受け付けるための窓口や責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、第三者による関与や、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (11) 事業に運営に当たっては、児童の記録や事務運営に係る会計に関する諸帳簿を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。

また、特に運営主体が法人である場合については、養育者の法人における立場等も十分に踏まえ、労働法規等に即して実施すること。

(12) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに 健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

第 9 経 費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金について」(平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第86号厚生事務次 官通知)によるものとする。

児童自立生活援助事業の実施について(一部改正案新旧表)

新(案)	IB		
児 発 第 3 4 4 号 平成10年4月22日	児 発 第 3 4 4 号 平成10年4月22日		
【一部改正】平成16年4月28日 雇児発第0428004号 【一部改正】平成18年4月3日 雇児発第0403012号 【一部改正】平成〇〇年〇月〇日 雇児発第〇〇号			
都道府県知事 各 殿 指定都市市長	都道府県知事 各 殿 指定都市市長		
厚生省児童家庭局長	厚生省児童家庭局長		
児童自立生活援助事業の実施について	児童自立生活援助事業の実施について		
宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実 施要綱」を別紙の通り定め、平成10年4月1日より適用することとしたので、	義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。)の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業を実施要綱」を別紙の通り定め、平成10年4月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。なお、本通知の施行に伴い、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。		

新

(別紙)

児童自立生活援助事業実施要綱

第1目的

児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居(以下「自立援助ホーム」という。)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「援助の実施」という。)を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

第2 実施主体等

(削除)

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人等であって都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が適当と認めた者とする。

第3 対象児童

この事業の対象児童は、義務教育を終了した<u>20歳未満の児童等(以下「児童」という。)</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものとして、 <u>都道府県により児童福祉法(以下「法」という。)第33条の6第1項の規</u>定に基づき援助の実施が必要とされたものとする。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたもの
- ② 前号に規定する児童以外の児童であって、都道府県知事が当該児童の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めたもの

第4 対象人員

自立援助ホームの入居定員は、5人から20人とする。

第5 自立援助ホームの設備等

- (1) (略)
- (2) 個々の入居<u>児童</u>の居室の床面積は、一人当たり3.3 m以上とすること。 なお、一居室当たりおおむね2人までとすること。<u>また、男子と女子は別</u> 室とすること。
- (3) <u>居間、食堂等</u>入居<u>児童</u>が相互交流することができる場所を有していること。
- (4) (略)

(別紙)

児童自立生活援助事業実施要綱

旧

第1目的

児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居(以下「自立援助ホーム」という。)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

第2 実施主体等

- (1) 自立援助ホームへの援助措置の実施主体は、都道府県(指定都市及び児 童相談所設置市を含む。以下同じ。)とする。
- (2) 自立援助ホームの運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法 (明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人等であって都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が適当と認めた者とする。

第3 対象児童

この事業の対象児童は、義務教育を終了した<u>18歳未満の児童(法第31条第4項に規定する場合にあっては、20歳未満の者。)</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものとして<u>法第27条第7項の規定に基づき措置さ</u>れたものとする。

- ① 里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは 児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたもの
- ② 前号に規定する児童以外の児童であって、都道府県知事が当該児童の自立のために援助及び生活指導が必要と認めたもの

第4 対象人員

この事業の対象人員は、おおむね5名から20名とする。

第5 自立援助ホームの設備等

- (1) 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が入居児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。
- (2) 個々の入居者の居室の床面積は、一人当たり $3.3 \,\mathrm{m}$ 以上とすること。なお、一居室当たりおおむね 2 人までとすること。
- (3) 居間、食堂等<u>入居者</u>が相互交流することができる場所を有していること。
- (4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

第6 事業内容

この事業は、児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導
- ② 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・ お遺
- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導及 び就労先との調整
- ④ 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて<u>市町村、</u>児童家庭支援センター、<u>警察、</u>児 童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 自立援助ホームを退所した者に対する生活相談など
- ⑦ (削除)

第7職員

- (1) 自立援助ホームごとに、指導員(主として児童自立生活援助に携わる 者)及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ね ることができる。
- (2) 指導員は次のとおり配置することとする。
 - ① 入居児童の数が6人以下の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、 指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員(指導員を補助する 者)をもって代えることができる
 - ② 入居児童の数が7人以上の場合は指導員を4人以上配置することとし、 以降入居児童の数が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数 以上とする。ただし、下記の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置 されている場合には、残りの員数を補助員をもって代えることができる

【指導員の配置(単位:人)】

入居児童数	6まで	7~9	10~12	13~15	16~18	19以上
指導員数 (補 助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

- (3) 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか <u>及び⑤に</u>該当する者をもって充てるものとする。<u>補助員は⑤に該当する者</u> とする。
 - ① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者
 - ② 法第18条の4に定める保育士
 - ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
 - ④ ①~③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤ 法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

第6 事業内容

この事業は、児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導
- ② 健康管理、金銭の管理、余暇の活用、食事等日常生活についての援助・指導
- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導
- ④ 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業 安定所等関係機関との連携
- ⑥ 自立援助ホームを退所した者に対する生活相談など
- ⑦ 就労先、警察等関係機関との調整など対外関係調整が必要な児童に対する 援助及び生活指導

第7職員

<u>援助及び生活指導を行う者は、</u>児童の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- ① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める 児童指導員の資格を有する者
- ② 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第18条の4に定める保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

第8 申込み、入居及び退居時の取扱等

- (1) 都道府県は、その区域内における児童の自立を図るため必要がある場合 において、児童から援助の実施について申込みがあったときは、援助及び 生活指導等を行わなければならない。
- (2) 援助の実施を希望する児童は、申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合、児童自立生活援助事業者(以下「事業者」という。)は 入居を希望する児童からの依頼を受けて、この児童に代わって都道府県に 申込書の提出を行うことができる。
- (3) 都道府県は、(1) により援助の実施を行う時、変更又は解除する時は、事業者の意見を聞かなければならない。

(削除)

- (4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県以外の都道府県が、援助の 実施を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者 の所在する都道府県に協議するものとする。
- (5) 都道府県は、市町村等から援助の実施が適当であると認める児童について報告を受けた場合は、必要があると認めるときは、その児童に対し申込みを勧奨しなければならない。
- (6) 都道府県は、児童福祉法施行規則第36条の25第1項に基づき、その 区域内における事業者の名称、場所、入居に関すること等について、当該 情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設 にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。
- (7) 都道府県は、法第56条第2項の規定により、入居児童本人から、その 負担能力に応じて、本事業の実施に要する費用の一部を徴収することがで きる。
- (8) 事業者は、入居児童が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県に報告するものとする。

第9 実施に当たっての事業者の留意事項

事業者は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、金銭管理の方法、入居児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第33条の20に規定する運営規程を定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。

- (1) 児童の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、 児童との信頼関係の上に立って援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、児童の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び児童の家庭等と密接に連携をとり、児童に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活指導等を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握 し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。 (削除→一部を第10(3)へ)

|第8 入居及び退居時の報告等

- (1) 実施主体は、法第27条第7項の規定に基づく措置あるいは法第31条 第4項の規定に基づき援助を継続する措置を採る時、措置の変更又は解除 を行う時は、自立援助ホームの運営主体の長の意見を聞くこと。
- (2) 自立援助ホームの運営主体は、この事業による援助及び生活指導を要すると認める児童を発見した場合は、これを実施主体に報告するものとする。

- (3) 自立援助ホームの運営主体は、入所児童が死亡したとき、あるいは<u>法第</u> 27条第7項に基づく措置を継続、変更または解除する必要があると認め る場合は、これを実施主体に報告するものとする。
- (4) <u>運営主体の</u>所在する都道府県以外の都道府県が、<u>法第27条第7項の規定に基づく措置</u>を行う時あるいはその措置を継続、変更又は解除する必要があると認める時は、<u>運営主体</u>の所在する都道府県に協議するものとする。
- 第9 実施に当たっての留意事項
- (1) <u>事業の運営にあたっては、</u>児童の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、児童との信頼関係の上に立って援助及び生活指導を行うこと。
- (2) <u>事業の運営に当たっては、</u>児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、<u>入所</u>児童の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び<u>入所</u>児童の家庭等と密接に連携をとり、<u>入所</u>児童に対する援助及び生活指導が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。
- (3) 援助及び生活指導を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し 懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 入居者負担金を徴収した場合は、それを適正に処理するとともに、これ

(4) (略)

- (5) 事業者は、児童の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置 を講じること。
 - ① 職員に対し、入居児童に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければ ならない
 - ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修 を実施する等の措置を講じなければならない
 - ③ 援助に関する児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
 - ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない
 - ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者に よる評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努め なければならない
- (6) <u>都道府県からの</u>求めに応じ、入居児童の状況等について、定期的(6ヶ月に1回以上)に調査を受けること。
- (7) 入居児童の金銭管理を行う場合には、あらかじめ、運営規程に金銭管理 の方法等を定めるとともに入居児童に説明し、同意を得ること。また、金 銭管理の記録を月に1回以上入居児童に知らせること。
- (8) その他、児童福祉法施行規則の規定を遵守し、児童が自立した日常生活 及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行う こと。
- 第10 入居児童の費用負担 及び適切な経理処理
- (1) 事業者は、援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要す る費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居児童に負担させるこ とが適当と認められる費用については、入居児童に負担させることができ るものとする。
- (2) 入居児童に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下と し、あらかじめ入居児童に知らせ、同意を得なければならない。また、当 該額は、入居児童の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。
- (3) 入居児童に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。
- 第11 経費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通 知)によるものとする。

第12 経過措置 平成21年4月1日において現に児童自立生活援助事業を行う者について に関連する諸帳簿を整備すること。また、事業運営に係る会計に関する諸帳簿を整備すること。

(5) 特に、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより 自立に向けた指導が必要な児童に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察 等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には 一層の体制整備を図ること。

第10 入居児童の費用負担

<u>入居児童本人に帰属する家賃、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費については、入居児童に負担させることができるものとする。</u>

第11 経費

- 1) 国は、予算の範囲内において、都道府県が第6の①から⑥に掲げる事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 国は、予算の範囲内において、都道府県が、第6の①に掲げる事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

は、第9に規定する運営規程は、平成21年9月30日までに定めることで よいものとする。	

基幹的職員研修事業実施要綱 (案)

第1 目 的

社会的養護を必要とする子どもの数が増加し、虐待等子どもの抱える背景の多様化が指摘されている中、今日の社会的養護において、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するためには、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。

このため、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員 (スーパーバイザー) を養成するための研修を実施し、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とすることを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)とする。なお、都道府県は、当該事業を適切に実施することができると認めた者に委託して実施することができる。

第3 基幹的職員の業務内容

- (1) 入所児童の支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネージメントとその進行管理を行う。
- (2) 地域の社会資源等について理解し、関係機関との連携において中心的な役割をはたす。
- (3) 職員に対する適切な指導・教育(スーパーバイズ)及び職員のメンタルへルスに関する支援を行う。

第4 受講対象者

基幹的職員研修の受講対象者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設(以下「対象施設」という。)の職員である者。
- (2) 対象施設等における、直接支援や相談支援などの業務の実務経験がおおむね10年以上の者。
- (3) 人格円満で児童福祉に関し相当の知識・経験を有する者であるとして、施設長が基幹的職員の候補者として適任であるとして推薦した者。

第5 実施内容

(1) 研修の申込み

対象施設の施設長は、第4に該当する者の推薦書を添えて、受講申込書を 都道府県に提出すること。

(2) 研修の方法及び内容

- ① 講義及び事例を用いた演習により行う
 - 児童福祉に係る基礎的知識は、すでに習得していることを前提とした内容とすること。また、演習は現場での課題などを中心に構成し、実践において活用が期待できるテーマを設定すること。
- ② 前期と後期に分けて研修を行う(各2日程度) 前期の研修ではスーパービジョンを行う上で必要な専門的知識・技能を学び、現場で実践を行い、後期の研修ではその実践における課題を解決するための知識や技能の習得を図ること。
- ③ 講義及び演習は、以下の内容の研修を行う
 - ・施設の管理・運営(マネージメント)に関すること
 - ・職員への指導(スーパーバイズ)やメンタルヘルスに関すること
 - ・子どもの権利擁護に関すること
 - 施設における日常的なケアに関すること
 - ・施設における専門的なケア(心理治療等)に関すること
 - ・子どもの発達に関すること
 - アセスメントに関すること
 - ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること
 - ・家族支援やソーシャルワークに関すること
 - ・関係機関との連携に関すること
 - ・社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること
 - ・その他基幹的職員に必要と思われる内容に関すること

(3) 研修講師

研修講師については、国が行う研修指導者養成研修を修了している者その 他児童福祉に関する見識を有し、上記の講義及び演習を適切に実施できる者 とすること。

第6 修了認定

- (1) 都道府県は、基幹的職員研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行 うこと。
- (2) 都道府県は、基幹的職員研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。なお、基幹的職員研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて都道府県が修了認定を行い、修了証書を交付すること。
- (3) 都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。
- (4) 都道府県は、基幹的職員の専門性の維持・向上に努めること。また、必要が認められる者については、基幹的職員研修の再受講の指示を行うこと。

第7 経費の補助

国は、都道府県が基幹的職員研修事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。

第8 その他

平成21年度について、都道府県は、研修実施計画案を、策定後速やかに厚生 労働省に対し提出すること。

児童家庭支援センターの設置運営について(一部改正案新旧表)

新(案)

平成10年5月18日 児発第397号

【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成○○年○月○日雇児発第○号

都道府県知事

指定都市市長

厚生省児童家庭局長

児童家庭支援センターの設置運営について

児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

(別紙)

児童家庭支援センター設置運営要綱

1 目 的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、<u>市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、</u>保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体並びに民法(明治29年法律第89号) 34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人等であって、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談 18

平成10年5月18日 児.発 第 3 9 7 号

【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403013号

都道府県知事

各

殿

指定都市市長

厚生省児童家庭局長

児童家庭支援センターの設置運営について

児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

(別紙)

児童家庭支援センター設置運営要綱

1 月 町

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体並びに民法(明治29年法律第89号) 34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人とする。 所設置市の市長とする。以下同じ。)が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者とする。

3 支援体制の確保

児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、 夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業 地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童<u>に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの</u>に応じ、必要な助言を行う。

(2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

(3) 都道府県(児童相談所)からの受託による指導 児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性が<u>ある児童、施設を退所後間もない児童など、</u>継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

(4) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、<u>児童相談所、市町村、</u>福祉事務所、児童福祉施設、<u>要保護児童対策地域協議会、</u>民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡 調整を行う。

5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) ~ (2) (略)

(3) <u>児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に</u> 応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握 をし、問題点の明確化を図る。<u>なお、専門的な知識を特に必要としない軽微</u> な相談については、市町村と連携して適切な対応を図る。

(4)~(5)(略)

(6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確

3 児童福祉施設への附置

児童家庭支援センターは、児童福祉施設の相談指導に関する知見や、夜間・緊急時の対応、一時保護等に当たっての施設機能の活用を図る観点から、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置する。

4 事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業 地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他から の相談に応じ、必要な助言を行う。

(2) 都道府県(児童相談所)からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

(3) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 住民の利用度の高い時間に対応できる体制を採るよう配慮するものとする。
- (2) 支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、 懇切を旨としなければならない。
- (3) 児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じる場合には、必要に応じ、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。
- (4) 当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、 計画的な援助の実施を図る。
- (5) 処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。 なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。
- (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確

にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行う ものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれ の役割分担についても計画に盛り込むこと。

児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、 市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を 作成し、役割分担を明確にする。

(7)児童相談所から指導委託を受けた時<u>又は市町村の</u>求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。

(8)

(略)

(9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について<u>児童福祉</u>施設、児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。

(10)

(削除)

(11) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けるものとする。 児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、<u>平成〇〇年〇月</u> 〇〇日雇児発第通知〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所運営指針の改定について」による。

 $(12) \sim (14)$

(略)

- 6 職員の配置等
- (1)児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。
 - ア 相談・支援を担当する職員(2名)

児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、<u>児童福祉施設等に附置している場合は、</u>入所者<u>等</u>の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員(1名)

にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行う ものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれ の役割分担についても計画に盛り込むこと。

特に児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

- (7)児童相談所から指導委託を受けた時は、正当な理由がないかぎり、これを 拒んではならない。
- (8) 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。
- (9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について<u>附置される</u>施設、児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。
- (10) <u>附置される児童養護施設等</u>は、緊急時等において当該施設で実施する在宅福祉事業等の利用及び児童相談所からの一時保護委託が可能となるよう体制 を確保しておくものとする。
- (11) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けるものとする。 児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、<u>平成17年2月14日雇児発第通知0214003号</u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所運営指針の改定について」による。
- (12) 相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に 応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開す るものとする。

なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童 相談所等の関係機関に通告またはあっせんを行う。

- (13) 相談の実施に当たっては、母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、児童委員等との連携を図り、例えばこれらの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものとする。
- (14) 児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。
- 6 職員の配置等
- (1) 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。
 - ア 相談・支援を担当する職員(常勤1名及び非常勤1名)

児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業 の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、<u>附置される児童養護施設等</u>入所者の直接処遇の業務は行わないも のであること。

イ 心理療法等を担当する職員(非常勤1名)

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2) 職員の責務

(略)

7 児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、<u>児童福祉施設等に附置している場合は、</u>入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分 配慮するものとする。

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備
- 8 広報等について (略)

9 経費の補助 (略)

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて (略) 児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2)職員の責務

ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守 らなければならない。(児童福祉法第44条の2第3項)

イ 職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種 研修会及び異種職との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術 等に関し自己研鑽に努めるものとする。

7 児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、<u>附置される児童福祉施設の</u>入所者の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分 配慮するものとする。

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

8 広報等について

児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。

また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示版等により表示すること。

9 経費の補助

国は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)が児童家庭支援 センターの運営のために支出した費用について、別に定めるところにより補助 するものであること。

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて

(援助計画の内容)

- ・ 個々の児童、保護者等に対する援助の選択(児童、保護者等の意向及び具体 的援助を行う者の条件を考慮し、その児童に最も適合する援助を選択する。)
- ・ 具体的援助の指針(援助の目標、児童の持つそれぞれの問題に対する指導方法、児童の持つ良い面の伸ばし方、児童の周辺にある保護者等に対する指導方法、その他必要な留意点等具体的かつ広範にわたり行う。)

(援助計画の作成及び再評価の流れ)

- 1. 相談による問題点の把握(主訴から隠れた問題を探る)
- 2. 援助目標の設定
- 3. 援助方法の明確化(留意点及び関係機関との役割分担を含む)

4. 援助計画の再評価(援助の実施に伴う新たな問題点の発見及び援助方法等)。

(具体的事例)

1. 相談による問題点の把握

子ども(乳児)の夜泣きが止まらず困っている。 (母親からの電話による主訴)

母親は育児方法が分からず子どもを虐待している疑いがある。(面接を重ねた結果隠れた問題が判明)

現在のところ、在宅での援助により経過を見ることとする。 (援助の選択)

2. 援助目標の設定

母親が育児に自信を持ち、安定した母子関係が形成されることを援助目標とする。

3. 援助方法の明確化

向こう3か月は、児童家庭支援センターに週一回来所させ、育児上の具体的な助言を行う。

さらに、二週間に一度家庭訪問を行って、より具体的な助言を行う。

なお、場合により、母の育児力回復のため、1週間程度のショートステイの 活用を検討する。

3か月後、経過良好であれば、2週間に1回の来所、1か月に一度の家庭訪問とする。

(留意点)

この母親の場合、高圧的な態度だと助言を受入れない。助言に当たっては受容的態度に留意する。

4. 援助計画の再評価

家庭訪問により、子ども及び母親の偏食が見られ、また家庭が不衛生な状態であることが判明したため、当分の間、保健師が訪問指導を行うこととし、 双方が情報交換を行いながら援助していくこととする。